

## 国際クラブ奨学金制度要領

### (目的)

第1条 この要領は、国際クラブ奨学金基金の運用に際し、日本人・外国人に対し有為な人材を育成することを目的とする。

### (支給内容及び支給対象者)

第2条 奨学金の支給を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、日本国内に置いて経済的理由等により、学業・スポーツ・芸術等の向上に困難である学生、又は理事長が必要と認めた学生(以下「奨学金対象者」という。)とする。

### (奨学金の類別)

第3条

- (1) 日本国内に置いて学校教育法で定める、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が必要とした対象者(以下「就学対象者」という。)に対し支給対象とする。
- (2) 日本人が外国の学校へ留学し留学終了するまでの期間にある学生(以下「日本人留学金対象者」という。)に対し支給対象とする。
- (3) 外国人が留学を希望し、日本へ入国した日より大学へ入学するまでの18カ月の期間にある学生(以下「外国人就学金対象者」という。)に対し支給対象とする。
- (4) 外国人が日本の学校へ留学し留学終了するまでの期間にある学生(以下「外国人留学金対象者」という。)に対し支給対象とする。

### (奨学金の金額)

第4条

- (1) 就学対象者生徒1人に対する支給額は年額15万円とする。
  - (2) 日本人留学金対象者1人に対する支給額は年額50万円とする。
  - (3) 外国人就学金対象者1人に対する支給額は月額3万円とする。
  - (4) 外国人留学金対象者1人に対する支給額は年額50万円とする。
- 但し、理事長が特に必要と認めた場合は理事長が定めた支給額。

### (奨学金の支給期間)

第5条

- (1) 就学対象者に対する期間は市町村教育委員会が認めた期間とする。
- (2) 日本人留学金対象者に対する期間は留学をした日から1か年間とする。
- (3) 外国人就学金対象者1人に対する期間は日本へ入国した翌月より18か月間とする。
- (4) 外国人留学金対象者1人に対する期間は学長が定める月より1か年間とする。

### (奨学金の申請方法)

第6条

- (1) 就学対象者に対する申請方法は市町村教育委員会が認めた方法とする。
- (2) 日本人留学金対象者に対する申請方法は当財団の定める申請申込書による。
- (3) 外国人就学金対象者に対する申請方法は当財団が認めた日本語学校の申請申込書による。
- (4) 外国人留学金対象者に対する申請方法は学長が定めた申請申込書による。

### (奨学金の支給方法)

#### 第7条

- (1) 就学対象者に対する支給方法は市町村教育委員会が定めた支給方法とする。
- (2) 日本人留学金対象者に対する支給方法は日本国内における金融機関への本人名義口座とする。
- (3) 外国人就学対象者に対する支給方法は日本国内における金融機関への本人名義口座とする。
- (4) 外国人留学金対象者に対する支給方法は学長が定めた支給方法とする。

### (奨学金の支給期間の変更及び停止)

#### 第8条

- (1) 就学対象者に対する支給変更及び停止は市町村教育委員会が定めた時とする。
- (2) 日本人留学金対象者に対する支給変更及び停止は当財団が定めた時とする。
- (3) 外国人就学対象者に対する支給変更及び停止は当財団が認めた日本語学校の定めた時とする。
- (4) 外国人留学金対象者に対する支給変更及び停止は学長が定めた時とする。

### (留学状況報告書)

#### 第9条

第8条(2)に該当する場合は留学先学校の入学が確認できる書類のコピーを添付して報告する。

### (奨学金の返済)

#### 第10条

返済期日の定めはありませんが学校を卒業され、「就職後社会人となられましたら、給与・賞与等により当財団へ寄付金」として振り込み頂けることを希望しています。  
それが受給された方から次の方への奨学金として末永い支給につないでいきます。

当財団が特に奨学金支給が必要と定めた場合はその限りではありません。

### (奨学金の利息)

#### 第11条

無利息とする。

付則：平成19年 4月 1日

平成24年 4月 1日 国際調和クラブより 国際クラブへ 名称変更